

戸塚区連合町内会自治会連絡会3月定例会 議 題 説 明 書

市民局地域防犯支援課

議題名：地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ

【内容】

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和2年度も神奈川県と連携して実施します。

申請書・申請の手引配付場所：区役所地域振興課

申請書類提出期限：令和3年6月30日（水）

補助対象経費：防犯カメラ購入費及び設置工事費

防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

補助率：防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9 上限額200,000円

【例年あげている議題か？】

例年あげている議題で令和2年3月に議題提出

【何をすればいいのか？】【いつから（いつまでに）すればいいのか？】

事業を周知するため、資料を各自治会町内会へ1部ずつ配布いたしますのでご承知おきください。

【その他、注意することなど】

申請書提出期限：令和3年6月30日（水）

※防犯カメラの設置場所により関係機関との調整に時間がかかるものがあります。防犯カメラの設置を検討される場合は関係機関へのご相談はお早目をお願いいたします。

問合せ先

担当部署 市民局地域防犯支援課

担当者名 平社、三國、澤藤

TEL. 671-3705 FAX. 664-0734

自治会町内会長 各位

地域防犯カメラ設置補助制度実施のお知らせ（依頼）

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和 3 年度も神奈川県と連携して実施します。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

1 申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

2 申請書及び添付書類の提出期限：令和 3 年 6 月 30 日（水）必着

設置場所により、関係機関との調整などにお時間がかかるものもあります。

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

3 申請書類提出先：各区地域振興課（持参または郵送）

【主な提出書類】

- ・申請書（第 1 号様式）
- ・見積書
- ・収支計算書（第 3 号様式）
- ・道路上または電柱に設置する場合は、設置場所の使用に関する土木事務所等との協議書、東京電力柱への設置可否判定回答書（可否判定結果が分かるもの、NTT 柱の場合は協議書）

なお、過去に申請したことがある場合は申請書類の一部を省略できます

28 年度から 2 年度に申請して補助金交付とならなかったカメラを、3 年度も同じ場所での設置を希望される場合は、地図等の添付書類は不要です。

※詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください

4 補助金交付までのスケジュール

令和 3 年 3 月～	・総会、役員会、委員会等で防犯カメラの設置について合意を得る 設置場所の近隣住民にも同意を得る ・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、土木事務所 等)
6 月 30 日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
11 月頃	・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します） ※以降、機器購入・工事契約が可能となります
令和 4 年 2 月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3 月頃	・補助金交付

「地域防犯カメラ設置補助制度の概要」

① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラです。なお、常時監視が可能となるモニターの設置については、プライバシー保護の観点からお勧めいたしません。

防犯カメラの設置については、総会、役員会、委員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② 補助対象団体：自治会町内会、地区連合町内会

③ 補助対象経費

防犯カメラ等機器購入費及び設置工事費、防犯カメラの設置を示す看板等の設置費

※電気料金、修繕、点検などの維持管理費や更新に係る費用は補助対象外

④ 補助内容

令和3年度は神奈川県補助上限額が7万円減額されたことにより、昨年度の27万円から20万円に変更となります。

防犯カメラ1台ごとに補助対象経費の10分の9

上限額 200,000円（神奈川県上限額：8万 横浜市上限額：12万）

※神奈川県補助上限額：15万→8万に減額 横浜市補助上限額：変更なし

⑤ 補助金交付決定方法

この事業は神奈川県と横浜市が連携して実施するものです。県が交付を決定した台数の範囲で補助を実施するため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

＜参考＞過去の補助実績

	申請		補助金交付	
	団体数	台数	団体数	台数
28年度	101	284	60	60
29年度	67	120	67	85
30年度	88	155	82	82
元年度	88	137	86	94
2年度	88	151	87	95

防犯カメラを設置することができる場所の例

道路上の電柱、民有地内の電柱、民有地内のポール、民有地内建物壁面、自治会館壁面 等
設置場所により申請書類、手続きが異なります。

※詳しくは「申請の手引」をご覧ください。

※この事業は、令和3年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市市民局地域防犯支援課

電話 671-3705

Fax 664-0734